

# 物資集積拠点に関する 調査特別委員会

令和 8 年 4 月 9 日

葛 城 市 議 会

## 物資集積拠点に関する調査特別委員会

- [illegible]

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- |           |      |        |
|-----------|------|--------|
| 3. 出席した委員 | 委員長  | 吉村 始   |
|           | 副委員長 | 藤井本 浩  |
|           | 委員   | 西川 善 浩 |
|           | 〃    | 杉本 訓 規 |
|           | 〃    | 梨本 洪 珪 |
|           | 〃    | 奥本 佳 史 |
|           | 〃    | 谷原 一 安 |
|           | 〃    | 川村 優 子 |

- 欠席した委員                      な      し

4. 委員以外の出席議員
- |     |         |
|-----|---------|
| 議 長 | 増 田 順 弘 |
| 議 員 | 福 本 善 之 |
| 〃   | 速 水 一 生 |

5. 職務のため出席した者の職氏名
- |      |         |
|------|---------|
| 事務局長 | 西 川 勝 也 |
| 書 記  | 吉 村 浩 尚 |
| 〃    | 神 橋 秀 幸 |
| 〃    | 関 元 瞳   |

- ## 6. 調 査 案 件
- (1) 今後の委員会運営について

開 会 午後1時30分

吉村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより物資集積拠点に関する調査特別委員会を開会をいたします。

皆さん、こんにちは。本日はご多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。さて、先月3月は当初予算を含めまして審議するという長丁場の定例会ということでございましたけれども、誠にお疲れさまでございました。3月定例会の最終日27日に議長の発議で本委員会が設置されまして、本日私も含めて8名の委員の皆様にご参集をいただいております。

さて、葛城市土地開発公社が先行取得した受援施設の適正な処理を求める決議にも書かれておりますとおり、今後、不適切な事務処理に係る疑念について払拭できない限り、これに係る予算は議会として認めることができないという状態になっております。そういたしますと、当該物件はいわゆる塩漬け物件となってしまいまして、現在土地開発公社が金融機関等からお金を借りていることから、利率年3%といたしますと、1年で約770万円の利息が発生してしまいまして、結果、市民の皆様に納付していただいた貴重な税金で手当てをするというふうなことにもなってしまいます。したがって、当委員会の開催につきましても、この状況を委員の皆さん、重く受け止めていらっしゃると思いましたが、スピーディーに行ってほしいという声をいただきまして、最短でやろうということで、本日の開催となったものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、委員外議員をご紹介します。速水議員、福本議員。

発言される場合は必ず挙手をいただきまして、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）今後の委員会運営についてを議題といたします。

まずこの委員会が設置された理由と設置の経緯につきまして、ごく簡単に申し上げます。

葛城市土地開発公社が令和7年、去年12月8日に取得しました葛城市東室171番地の1などの土地及び当該土地建物、建築物の取得に当たりまして、葛城市が行った事務手続において、法令及び事務上の問題があるということが判明をいたしました。そのため、これら問題点などを調査するため、先月3月11日に開催されました総務建設常任委員会で、委員から調査特別委員会の設置が必要である旨の意見が出されました。そして協議の結果、3月定例会の最終日27日に議長発議で本委員会の設置が決定されました。

本委員会では、主に次の3つの事項について調査、審査を行ってまいります。

1つ目に、物資集積拠点の取得経緯に関する事項、2つ目に、物資集積拠点の取得方法に関する事項、3つ目に、取得した物資集積拠点の問題点に関する事項であります。言うまでもなく、私ども市議会には幾つかの機能がございます。条例の制定や改廃、予算の決定などに対する意思決定、議決の機能や住民の意見の反映、意見書の提出などの機能であります。そのほかにも大変重要な役割としまして、行政の監視、チェック機能があります。私は、こ

の委員会は自治体の事務が適正に行われているかどうか書類を調べたり、報告を求めたりする、まさに私ども議会の事務調査権、検査権の行使であるというふうに考えております。委員の皆様におかれましては、この点、十分な調査と審査をお願いをいたします。

それでは、調査案件といたしまして、先ほど申し上げました3つの項目と、それに加えて、その他本委員会の目的達成に必要な事項を合わせて4つの事項がございますけれども、これら1つ1つの事項ごとに今後の調査方法について皆様の意見を確認していきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、調査・審査事項1、物資集積拠点の取得経緯に関する事項について、調査していこうというべき点は何か、その調査の上で理事者に求めていく資料などございましたら、出していただきたいと思いますけれども、何かご意見ございませんでしょうか。

西川委員。

**西川委員** 経緯なんですけれども、大体あらかじめ理事者のほうからも、公社が買うまでの経緯ということとは聞いていますけれども、要は、多分僕らがちょっと分からへんのは、それがどこの段階で、6月とかに委員会とかをさせていただいた以前、誰から例えばあそこの話があったかとか、どういうアプローチであったのか、市が、要はあそこはもともと、そもそも集積拠点が欲しいといって目をつけられてたのか、そうか、売りに出されてるのが分かってましたので、それを見て思いついたのかとか、例えば今まで聞いている以前の経緯というところを……。

**吉村委員長** 取得以前の経緯ですね。

**西川委員** 僕らが聞かされてる前のところ、そこはちょっと聞かせていただけたほうがいいかなと思います。

**吉村委員長** そうですね。それはすごく大事なところですね。それを聞けるようにしたいと思います。すが、ほかに何かご意見は。

杉本委員。

**杉本委員** ちょっとよく分からなかったです。今、この調査をするに当たって、4つの項目があるとおっしゃったような気がしたんです。それは今、委員長の頭の中であるんですかね。

**吉村委員長** いや、これは、調査特別委員会の設置についてというところにあります。

**杉本委員** 今はその資料が必要ですかとお聞きしているんですかね。

**吉村委員長** これについて例えば今お聞きしていますのが、4つの中で、物資集積拠点の取得経緯に関する事項という、これですね。

**杉本委員** そこを今やってるということですね。

**吉村委員長** そうなんです。もちろんこれについて調査をするんですが、その調査方法というか、これに関してはこれを聞こうよとか、この資料を理事者側から出してもらおうよとか。

**杉本委員** 委員会としてその4つの順番があるわけではないということですね。

**吉村委員長** そうなんです。項目としては4つがあるんですが、実際問題、今、杉本委員がご指摘になりましたように、設置の項目についてはこの順番だけでも、この順番でやったほうがいいというのがあれば、皆様のご意見も聞きながら、そのようにしていきたいなというふうに思います。

ほかに。

梨本委員。

**梨本委員** 今、西川委員がおっしゃられたことで、大体ご説明いただいたのかなというふうに思うんですけども、そもそも令和6年の1月に能登半島地震があつてから、受援施設が必要だということを執行部のほうでも考え出したということは説明で聞いているんですけども、その後、実際に議会のほうにアプローチがあつたのは、令和7年の12月の補正予算で初めてこの受援施設の予算が上げられてきてるんです。それまでは、トイレカーとかというのは設置の必要があるということで、これは議会も必要があるということで承認してきた経緯もございますが、説明としては、その間全くなくて、令和7年の3月の予算委員会の際には、阿古市長の口から、當麻複合施設に受援体制を取れるような設計を含んで、今、やっていると。それともう1か所、こちらでは、いきがい体育館、その駐車場を整備するに当たっては、受援体制が、これをそこで考えているので、そういう予算を認めてほしいというような、こういった提案があつたわけです。そこについては議会もしっかりと認めてきたんですけども、3月議会があつて、その後すぐに受援施設、今の物資集積拠点の話というのが、6月の段階、7月の段階ではもう進み出しているということなので、やはりこの経緯をちゃんと調べていくということが、私は1つ大事なかなというふうに思うんです。そこに至っては、時系列的でどのような会議が開かれたのか。そこについてはできる限り、執行部側のその会議の議事録も含めて、委員会のほうに提出いただけたらなあというふうに考えています。特に、誰の指示でどういう会議があつたのかということと、それから、その検討資料、内容を詳細に取っているものがあれば、それを一度この調査委員会のほうに示していただくことが大事なかなというふうに私自身、思っております。土地開発公社が購入をするまで、時系列的に、執行部側で持ってる会議の資料、それから決定経緯、その資料をぜひ出していただきたいということでもよろしくお願いします。

**吉村委員長** 分かりました。このたびの決定に当たって、時系列で会議の資料と議事録も含めまして、どのような会議でどのような意思決定を行われたのかということが大事だと思いますので、それに関する資料を求めたいということで、承知しました。

ほかに意見は。

杉本委員。

**杉本委員** 取得経緯に関してなんですけど、ちょっと僕、よく分からないのが、この施設が欲しいというのは分かります、災害時にね。そらそうでしょうと思うんですけども、例えば、この前僕、一般質問で言わせてもらったんですけど、どういう災害を設定されてるのかと。例えば南海トラフというのが想定された場合、一番は、海沿いがやっぱり被害を被ると思うんです。それで、奈良県というのは内陸で、山に囲まれているので、その場合、やっぱり同じように被害はもちろん出ますけども、葛城市においてどういう想定をして、どれだけの物資が来て、これ、総建の調査案件も絡むかもわからないんですけども、これだけの物資が来ると、それだけのためにためる倉庫が要するというふうな、普通は計画があるわけじゃないですか。あれがあるから買いますねん、それにあてがうねんってあんまり聞かないんですよ、僕。

例えば道がめっちゃ交通量が多いから広げますねん、どれぐらい広げますねんというふうに、順序立ってあると思うんですよね。その話がどこでされてるのかというのが、僕、よく分からないんですよ。例えばあれが大きい過ぎるのか、小さい過ぎるのかもわからないです、僕。もしかしたら、あれが小さい過ぎるんかもわからないですよ。大きい過ぎるんかも分からん。何でかといったら、どれだけ来る、来る量が、1回目のこれだけは来ますよという数値は出ていますけど、1週間、10日となったときに、どれぐらいのペースで来るからあれだけの施設が要るんだというのが、僕、見えないんですよ。これがここにかかるか、総建になるんか、ちょっとよく分からないんですけども、僕はそこが一番謎なんです。だから、あれがあてはまるから、あれを買いますねんとなるのが、ちょっと意味が分からないんですよ。その辺の、今、梨本委員がおっしゃったみたいに、そういうのを話し合いとか会議で、この規模がいるからあれだというふうな会議がちゃんと行われてたんかという、そこなんです、僕が気になるのは。そこを、せっかく特別委員会をやるんやから、どういう順序で、やり方で、どういう目測で、どういう流れでやったというのは、もうちょっと詳しく聞かんと、なぜあそこをそんなに急激に欲しくなったのかかがよく分からないというところなんです。僕はその根拠があればいいと思います。根拠があれば、これだけの物資が来ます。例えばその物資に関しても、そういう、何かもっとやり方あるんじゃないのというのは、僕、思うので、その辺も調べていけたらなと思っています。

**吉村委員長** 分かりました。いうたら、これ、受援施設だということからは、受援計画が先にあるでしょうと。それを、根拠となるものがあるはずでしょうというふうなことです。それを、それも含めて経緯を出してほしいという形ですね。分かりました。

ほかにございませんでしょうか。

川村委員。

**川村委員** 先ほど来、会議の体制、会議というのがどうやって、どういう経緯でこの話に至ったかというところはもちろん重要な部分だと思います。結局最終的には土地鑑定も含めて、開発公社に鑑定もお願いをしたと。要するに理事者側から開発公社に求めた、その経緯ですよ。だから、開発公社だけで勝手に決まってる話なのか、それとも行政との関係というのが非常に今いろいろとセパレートしてないとか、全然行政側の話というのは出てきてないんですよ、今までの皆さんのこれまでの質疑に対して、総建なんかの質疑に対して。ですから、やっぱりどういう指示で土地開発公社に依頼していったかという、ここ、この部分を明確にしようと思ったら、発信元があるわけですから、そのところからしっかりと鑑定も含めて、時系列でやってもらわないと。経緯というたら、開発公社だけの経緯かということになってしまって、そうではなくて、ここだけ押さえておいてもらいたいのは、必ず市からそれを依頼したというところから始まりますので、どの部署がそれを担当して、誰の指示でその方向に行ったかというところは大事なので、行政側から、要するに公社に進んでいく、そのところの時系列をしっかりと調査を求めたいと思いますので、きちっとベクトルで、ここから指示が来て、この依頼を受けて、それとも、今、私たちが分かっているのは、全然そのところは分からない。

**吉村委員長** そうですね。開発公社が単独でやるわけでは当然ないわけですから。

**川村委員** そうなんです。だから後々またいろいろと、例えば建築物に対して違法性があるとかないとかというところも、それでも市はそれを買戻しするという、今度は逆ですよ。依頼をかけて、その土地、物件についていろいろ問題があるにもかかわらず、それを、いいわ、そのまま買いましょとなつたと。だから、必ず発信して、戻ってくる間もなぜそういうふうな経緯で話が運んでいったかと。ここにいろいろと違法性があつたり、またふさわしくない部分というのが、議会として指摘する部分がありますので、そういったやり取りをお願いしたいと思います。

**吉村委員長** 分かりました。承知しました。

ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 私も皆さんと同じようなことだろうと思うんですけども、1つは受援施設を設置するところから始まって、購入に至るところまでの会議の会議録あるいは要点筆記等があればそれがいただけたらと思うのと、それから決裁文書、多分これ、決裁をしてるはずなんですよ。買うということだから、上に上がってということなので、決裁文書、それから土地開発公社に対して依頼をする、あるいはその際の土地開発公社との契約になるのか、協定書になるのか、そういうものが、これは他団体なので多分あると思うので、そういう文書類、我々が確実に押さえていけるのは、まずは調査というのは書面ということになると思いますので、そういうものを一式出していただけたらいいかなというふうには思います。これが1つ。

それから、公社の側に対して、この調査委員会ほどの程度調査を及ぶのかというのがちょっと分からないので、それをお聞きしたいと思います。というのは、今度はその後公社が手続をいろいろやっていくわけですけども、例えば土地鑑定価格、土地鑑定の内容とか、それを示した文書とかそういうものがあれば、公社側のほうもちょっと知りたいことがあるんですけど、これ、できなかつたらできないで仕方がないので、それだけ確認させてください。

**吉村委員長** まず、今し方おっしゃったみたいに、施設を購入に至るまでに、当然市と公社の間で契約書等を交わせていると考えるのが一般的というか、普通でしょうから、それに対しての市内部での決裁文書等は当然残ってるはずですから、それは出していただくと、調査をするというふうなことであります。

それからあと、今し方谷原委員のほうから質問がありましたけれども、市に対しては私も委員会としましては、行政のこのことについて調査権が及ぶわけですけども、公社については、どの程度及ぶのかという質問ですが、これ、ちょっと事務局……。一般的に考えて、これについては公社は別法人ということではありますけれども、取りあえずこちらのほうとしましては、これの解明に関することについては、議会の機能としましてこれはやっていかなきゃいけないと。これが、これについて、例えば委員会の中で求める資料等、できる限り、協力していただいて、もしそうでなければ、そこで限界があるということであればまた委員会のほうで相談をしてという形になろうかなというふうに思います。

谷原委員。

**谷原委員** 協力していただけるという観点から、少しでも先に言うときます。できるんだったらそれでよし、協力いただけるんだったらそれでよしだし、協力していただけなかったら、議会としてぜひともということになれば、また別の方法ということになろうかと思いますので、それは、今後のことで、今の現時点でちょっと分からないと思いますので、希望として協力していただけるということを前提に幾つかお願いしたいと思うんですけど、先ほどありましたように依頼を受けます。そのときに土地鑑定書を出します。どういう鑑定書になったのかということと、それに基づいて、多分検討する会議を開かれていると思います。その会議がどうであったのかという、会議の議事録等があればお願いしたい。実際にもう何か開示請求されて出されてるところもあるので、そういうことができるのかなと思いますので。それから、あとその後、買うことに当たった後の資金の計画、それに当たって水道事業から借り受けたということもありますので、その文書等がありましたらお願いしたいのと、最後は、契約を土地開発公社は結ばれてますので、契約書等、ありましたらお願いしたいと思います。

以上です。

**吉村委員長** そうですね。今し方おっしゃったみたいに、例えば水道事業から借り受け入るという判断をされたわけですから、それに至る経緯であるとか、そういったものに対する文書等ということですね。

ほかにございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** まず先ほどの話で、公社に対してという話ですけども、過去の葛城市議会でやった百条委員会でもそうですけども、参考人として、関係者に出席を求めて証言してもらうということはできますので、これは百条委員会の権限の範囲内で、行政の事務上で関係する方に対してはいけますので、その応用で進めればいかなと思うんですけども、詳しいことは調べてください。私から、次の2番に若干関係することと、先ほど谷原委員からも話があったことなんですけども、この取得に当たって、やはり取得するためのお金というのが要るわけなんです。それが水道事業から出ていると。ここに関しては、さきの3月の定例会のところで監査委員からの指摘もありましたように、水道事業からの貸付けについての取決め、要するにこのお金を貸すに当たっては当然審査というのが発生します。その審査が適正に行われているかどうかというのが一応指摘されておりました。それに絡むところなんですけども、これも3月の予算の質疑の中で、水道事業会計の中であったんですが、水道事業の他団体の貸付けについて、葛城市水道事業及び下水道事業の資金管理及び運用に関する取扱規程第9条に基づき行ったと。この9条のところなんですけども、やはりその9条に基づいてやるということは会計管理者を含めた行政内での審議が必要なんです。その内容の経緯、議事録も含めて提出いただきたいということ、それがまず必要かと。それと、やはりそのときの与信のところ、何を担保にしたかということです。恐らくは葛城市が返済するところ、担保になっていると思うんですけども、その額で一体幾らまで貸せるのか。必ず返済する能力があるかという、見極められたという、そのところの審議が、書類か何かあれば請求を

していただきたいと思います。

**吉村委員長** あれだけのお金を貸すのに当然与信の審査というのは必要なわけですから。

**奥本委員** その審議に当たってやはり決裁があるんです。その決裁権者の一連の誰が関わったかというところも含めてお願いしたいと思います。

**吉村委員長** 分かりました。もう皆さんがおっしゃっている中で、特に決裁、そういった誰の判断で最終的にゴーサインが出たのか、どういった指示の流れがあったのかということをやはり見たいということで、それに対する文書という、これが大事になってくると思いますので、これについては、今し方出てきたものについては理事者側に提出を求めたいというふうに思います。

ほか、次の取得方法に関する事項とこの経緯に関する事項というのは結構かぶってるところがあって、別々に聞くのもなかなか難しいかなと思いましたので、次に聞いていただいても……。

梨本委員。

**梨本委員** 経緯についてなんですけれども、先ほど谷原委員が、土地開発公社、どこまで踏み込んでその経緯を調べられるのかということがあって、一旦ちょっとこの場で全部出ささせていただいて、それができるのかできへんのかということは、委員長なり、事務局と相談していただきながらやっていただくということで、私もそれであるならば聞いていただきたいことが、何かというと、土地開発公社が購入したこの物件に対して、誰がどういう交渉をしていたのか、その経緯をやっぱり知る必要があると思うんです。そもそも市として初めにそこを選定したのであれば、誰が一番初めに、その物件に対して、相手方との交渉も含めて、どういう交渉をされたのか、それが土地開発公社に移って、土地開発公社でどういう交渉を相手とされたのかということに関して、何か要点筆記なり、議事録なり、残ってるのであれば、そういったものも含めて出していただくことが大事かなというふうに思います。

あと、委員長がさっきおっしゃられたように、2つ目、3つ目もかぶってくるので、これ、どこまで経緯のことを言っているのか。ちょっと言わせていただくと、経緯に関して言うと、取得方法に関わることになってくるかと思うんですけれども、債務負担行為が必要であるとか、そういったことに関して、3月議会で、私、財務部長に、これは県とか国とかはどのような見解なんですかということも聞かせていただいたら、それは確認しましたということでお返事はいただいたんですけれども、いつ確認したかということ聞かせていただけてないんですよ。ですから、これは昨年の令和7年の12月議会の段階で、私が、これちょっと法的に問題があるんじゃないですかと言ってから確認されたのか。それとも、事前にもう確認してて、それで、国とか県からそれはまずいですよと言われながら進んでいったのかというのは、これ、大きな違いがあると思うんです。ですので、県との交渉というか、確認行為をいつ、どの段階でやっておられたのかということも知る必要があるのかなと……。

**吉村委員長** そうですね。いつ問題があったとか認識していたのかということですね。

**梨本委員** ということで、もう経緯に関してはちょっと……。

**吉村委員長** 分かりました。今回いろいろ事前に考えて、あまり一度に聞くとわーっとなるかなと思

ったので、皆さんもおっしゃりにくいなと思いながら、1つ1つの調査・審査事項の順番に聞いていくというやり方を取らせてもらいました。すみません。それで梨本委員も含めてどこで言おうかなということで悩んでおられるところもあるかと思いますが、一旦この調査・審査事項の1については一旦これで……。

杉本委員。

**杉本委員** 資料等と最初おっしゃったので、僕、これもめっちゃ気になってるんですけど、施設が欲しいとなったときに、あそこを決め打ちなんか、例えば當麻地区に1個、新庄地区に1個、ほんで、場所もここなのかと、いっぱい方法あるわけじゃないですか。何でかという、あそこを施設として買ってくださいと言われたわけじゃなくて、絶対にこれはこっちから探しに行ったわけじゃないですか。その資料が全く出てこないんですよ。

**吉村委員長** ほかの資料ですね。

**杉本委員** そうそう。当時、1年前ぐらいですよ。恐らく今からちょうど1年ぐらい前なんですけど、その辺の住所とか細かいことはいいと思うんですよ。何個あるか知らないですよ、でもその中から一番いいのがあれだという勢いで、今、来てるんですよ。ただ、果たしてほんまにほかのは全然駄目だったのか、あれを決め打ちで行ったのか、これは結構大きく違うと思うんです。やっぱり欲しいものの流れとしての順序をちゃんと踏んでないような気がしてしゃあないんですよ。そこを誰が調べたか分からないですけど、誰が調べたんというところから聞いていただきたいんですよ。例えばそれを欲しいとなっても、部局に振るわけじゃないですか。そのときにどんな土地がありまして、こんなんがありまして、こんなんがありまして、これだけありましたけども、一番いいのがあそこですという流れになっているはずなんですよ、普通に考えれば。その情報がなくて、ちょっとそこは出していただきたい。その細かいことやと、インターネットの前で言えへんねやったら、個別議員にでも、これだけありましたでもいいと思うんですよ。ただ、それが本当にあったのかどうか。どこを考えられてたのかというのは、一旦一番最初に戻って、経緯って書いてあるので……。

**吉村委員長** そうです。複数か所からやっぱり絞っていった経緯があるはずだろうということですね。

**杉本委員** それが後々、金額として安いのか高いのかにもつながってくるんですよ。これは総建のほうにも流れていくと思うんです。それも踏まえて僕は謎と思ってる部分なので、お願いしたいと思います。

**吉村委員長** 承知しました。

藤井本副委員長。

**藤井本副委員長** 皆さんからもう意見が出ましたので、私が欲しいなと思うのは、こういった新しい計画を立てるときに、葛城市の職員さんというのはいろんな計画が出たときに非常に熱心に動かされてきたという、私は職員の方は立派やと思っているんです。この計画が出たら、葛城市もこういうのを建てたいなということでどこかに視察に行ったり、今までからどこかを見てきましてとか、どここの施設はいいですねというような話をよく職員からも聞きました。多分こういう計画が出た以上、どこかに見に行っておられると思うんです。こういうのを建てたいとか、参考にしたいなというところがあるかと思いますが、何か所か行って

おられるはずなので、こういう計画だということをおっしゃるものがあれば、それについてのご説明をいただきたい。

**吉村委員長** そういったことが資料として残っているはずですね。報告もいただけるはずですよ。

**藤井本副委員長** 会議録が出たら分かるんでしょうけども、そういう部分もお示しいただきたいと思います。

**吉村委員長** それらも理事者側に求めたいというふうに思います。

川村委員。

**川村委員** 先ほど来、谷原委員が土地開発公社について、どれだけのことが求められるかというご意見がありました。そもそも土地開発公社を通じて土地の先行取得をする仕組みというのを私も調べさせていただいたんですけども、まずその場合は、市から土地開発公社に依頼をする、これ大前提ですよ。これで、市の事業計画というものがあって、その策定に伴って、要するに、今、受援計画というものがあって、そのところから我々は分からないので、多分そういうふうに想定しますけども、市の事業計画、受援計画があって、必要な土地を取得する。これは市の担当者、また市長の承認を得て、要するに予定価格というものがあるんですよ。その予定価格については、ちゃんと枠が決まっています。それを超える場合は議会の議決が必要であるので、だから、まず発信元は土地開発公社を利用する場合は、市が必ずそこを主体的な意思でもって、そこに依頼をするという。だから、その依頼をすることによって、その依頼を受けて、開発公社が、その次なんですけども、その土地の取得については、不動産評価額の評価結果を、もちろん今も不動産鑑定をしてますけども、市の担当者が決定する。要するに市側、行政側がそれを決定するんですよ。その金額というものが明確になって、そしてその金額で買いましょうという。開発公社は交渉のまとまった土地について、市から取得の依頼に基づいて、土地所有者と売買契約を交わして、そして所有権を移転して、金融機関から資金を借用して土地代金を支払う。今回も、水道事業のほうから借りた。でも、それについても制約がいろいろあって、市は当該その借入金については債務保証を行う。ということなんです。ということは、市との関連は、非常に、市が必ず保証つきで土地開発公社というのは動くんですよ。ですから、そのところなんです。だから、必ず発信は市からしてるので、必ずその土地開発公社の内容についてはガラス張りであると考えてもいいわけですよ。だから、そのところですよ。しっかりとその経緯というものはつきりしてもらわないといけない。なぜその金額が決められてる、議会の議決が必要や言うているのに、そのときしなかったというのが今回の1番の問題点、違法な部分であるというふうにあるわけですから、そのところは、まず土地開発公社の立場、役目というものを理解した上で、土地開発公社の中に入れないとかそんな心配することなく、必ず発信は行政からしていると。だから、この内容については、しっかり調べていけるものやと私は思いますので、もちろんきっちり調べていただいたらいいんですけど、例えば住民訴訟とか、住民側から急に開発公社に例えば訴訟を求めたりするときはそれはできないと思います。でも、議会が行政の一連の行政事務に関して、そこに行く場合、必ずその開発公社の内容について、きっちり調べさせていただくということではできると私は思ってます。よろしくお願いします。

吉村委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 今回の委員会、取りあえず今の委員会につきましては、地方自治法の第98条の第1項での権限をこの委員会については委任はされてるわけですが、これについてはしっかりと調査をする中で、必要ということであればまたその先は考えればいいという形になってると思いますので、よろしくお願いいたします。

また、では、取りあえず、調査・審査事項1については、以上といたしますが、また皆さんからお話を聞いてくる中で、経緯に関わることとか、また後で出てきたりとかするところについてはもちろんお伺いしますので、この辺りは自由にお話をいただけたらと思います。

では、続きまして、調査・審査事項の2、物資集積拠点の取得方法、これに関する事項について、1とだいぶかぶるところもあるかと思いますが、調査していくべき点は何なのか、理事者側にこれについて求めている資料とか、ございましたら、ご意見をお伺いしたいと思います。

杉本委員。

杉本委員 僕がこれ、11月か12月ぐらいに初めて聞いて、僕、前のときもそうですけど、専決とか議会議って僕らの立場から見たら、例えばいいものやったらいいですよ。でも、駄目なものは駄目って言って、はねれるじゃないですけども、断ることもできるわけなんですよ。もっとよりよいものを市民の皆様に提供するために俺はいてると自分自身で思って。だから、専決でも今までさんざん言ってきたんですよ。で、これが出てきたんですよ。何でそんな選択すんのかという話なんですよ、取得方法で。これ、何でかというたら、僕、個人的に思ってるのは、ていのいい専決ですよ。ほんで、これ、急いでる、急いでるって一点張りに言うんですけど、結果見てくださいよ。何でそんな安易な選択、それが、今まで議会が何も言うてなかったら、土地開発公社の先行取得と専決は違うかもわからないですけども、やってることは一緒なんですよ、はっきり言って。2つとも先という字がついてる、先にやってしまっているんですよ。でも、それ、僕、今までさんざん言っていたんですよ。全協でも、もうそれやめと。それをやったらなるようにならないです。今、見てください。なるようにならないじゃないですか。例えば、6月か何かの段階で、専決で調査費だけやって、ほんで、9月か12月に丁寧にやらしてくださいというふうな話になつときゃ、214条の話なんか出てこなかったんですよ。せやのに、緊防債が緊防債が、急いでますねん、急いでますねん。結局、昨年度の緊防債にも間に合っていないわけじゃないですか、着地点、結論。さらにややこしくなっていますやんか。それでめっちゃくちやほんまに受援施設が必要なのであれば、僕はそんな反対するわけじゃないじゃないですか、違法なものじゃない限りね。せやのに、何でそんな頑張って土地開発公社を選んだのかが分からないです、僕は。これが僕らが今まで何もうてなかったら分かりますよ。僕、前の専決でも部長を前に、絶対やめてやと、俺、先だって絶対ある程度その専決というの、例えば緊急であつたり議会を招集する使える理由はあるじゃないですか。それで、僕、前、言いましたよ。議会を招集できへん理由は何なん、

俺、あしたでも来るでと。1回でもアプローチしたんかと前、言いましたもん。せやのにこれでしょう。議会のことを何とってんの、俺のことを何とってんのかと思ってるくらいなんですよね。ここはちょっと今後のために改めてほしい、ほんまに。何のために僕らいてんのって話ですよ。今の話もそうでしょう。何か所かあって、あれとかじゃないでしょう。いきなりぼーんと出てきてますやん。ほんなら中身調べたらと、余計ややこしくなっていると思うんですよ、僕。すごくそれを改めてくれって、今回のせっかくの調査委員会で、これ、何が聞きたいかといったら、何でそんな選択したんと。調査費だけ専決でして、何でなんと。3月に間に合わせるために専決やりました。みんな、そんなやいやい言わんじゃないですか、それくらいやったらって。言い方悪いですけども。俺は言うかもわからないですけど、その方法もあったのになぜこっちを取ったのって、誰がそんなに急いでたんという話をほんまにもうちょっとリアルに聞きたい。緊防債が緊防債がと言うてるけども、去年の緊防債も間に合っていないので、それは理由にならないので。

**吉村委員長** これが今回一番大きな謎というか、聞きたいところだろうと思いますね。

ほかにございませんでしょうか。

藤井本副委員長。

**藤井本副委員長** 今、経緯のところですね。経緯じゃない……。

**吉村委員長** 取得方法です。

**藤井本副委員長** 私はもうこの間、これ、関係なく、土地開発公社については、もう今、その役目を終えたということで、奈良県下、市を見ても半分以上のところはもうなくしてしまって、残ってところが僅かになってきていると。今も段階的に減少していった中で、この葛城市も約何年、8年ぐらいは、もう全く購入という部分では、ある分を売っていくというのがあったけども、購入というのはなかったわけですよ。だから、あること自身が問題だということを目指してまいりました。土地開発公社の報告だけは毎回同じことを聞くと。ほんで枠取り予算やというような説明でそれでいいのかということ、自分でも覚えてますけども、6回、ずっとあるたびに言うてきたのにもかかわらず、これを使われたと。何のために、今、杉本委員からもありましたけども、ほかの奈良市とか大きな町ではもうないんです、土地開発公社というのは。それでも、いろんな事業をされているわけですよ。葛城市の中で、私はこういうことは予測しなかったけども、あることによって、あまりよくないというイメージは持っていましたから、だから、早く解約して、解散をしようと、平成の時代に国も解散を進めたわけですから、それに対する交付金も出したわけですから、今までから言いましたけども、ただ、合併した町なので、もしかのときにあったらあかん、使うときもあるやろうということで、そこは乗り越えたものの、もう10年近く使ってなかったわけですよ。それがこういうところで使われるというのが、私は今の市政、あまりそういう、らしくない、なぜこれを使ったというところ、先ほどから出ているところです。今までから言ってきた部分と、今の購入でまた使ったという私は2つの疑問を持っておりますので、ここは細かく説明を求めていきたいなというふうに、緊防債の話もありましたけども、今、話のとおりです。もうそんな今となっては使えることもないのに、じゃあどうすんのという部分にも関係してま

いますから、土地開発公社について、私、非常に怒っております。そのことについての説明をきちっとしていただけるようお願いをいたします。

**吉村委員長** もうお気持ちは伝わってまいりました。この辺り、先ほどの杉本委員のお話ともかぶりますけれども、やはり取得方法、なぜ土地開発公社を選んだのか、何でこんな方法を取ったんだということはしっかりと委員会として聞いてまいりたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

西川委員。

**西川委員** 経緯のほうとも若干かぶるんですけど、お二人とも今おっしゃられたところなんですけど、去年は、私、副議長をさせていただいたときに、議長と一緒にちょっと何月とか覚えてないんですけど、聞かせていただいたんです。そのときは場所とかは何もなかったですよ。ただ、公社でという話は出てたはずでした。それで、そのときはやはり特に、これも私の勉強不足やったんかわからんけど、正直ちょっと流して聞いてたところもありました。せやから、そのときになぜ、その時点でもう既に公社でという話があったというところなんです。だけど、今よく考えてみると、そこから本当に補正を上げてでもできたんじゃないのかなというところも思います。僕はあれなんです。僕は、公社ははっきり言って、合併してからやはりまだ道の整備もできてないし、それをしっかりと使っていかなあかんというふうな思いの立場やったんです。もちろん今やったら特別会計とか、いろいろそういうやり方もありますけど、やっぱり使い方を今のこのような使い方にされてしまうと、今からまだまだやらなん事業がようさんあるんです。そのときにやっぱり解散という話にもなっていくやろうなというふうな感じは受けてるんです。だから、ちょっと僕も腹立たしいところ、逆の意味では腹立たしい。しっかりと事業を進めていくために、こういう使い方をされたというところはちょっと腹立たしい気持ちは持ってるんです。要は、その時点でいつ言われたか分からないんですけど、議長、副議長に昨年言われた。それでいけたんじゃないのかなと。しっかりと議会で説明して、普通の補正予算を組んで、12月末の緊防債のときまでにもしかしたら間に合う、そういう想定はなかったのかというところですね。だから、どう考えても、議会に諮らんでもええわということで進んだんか、それとももう最初からそういうことやったんかというところも併せて聞かせていただきたいなというところがあります。

**吉村委員長** 今、西川委員が副議長として聞かれたという、私もほぼ同時に総務建設常任委員長として、土地開発公社でという話は聞いてはありました。しかし、今にして思えばなんですけれども、やはりそのときに、今回214条のことについて予算措置の話が出てるわけですから、例えばもし本当に急いでいるのであれば、臨時会を開いてでも予算措置をする方法を探らなかったのかというふうな疑問は出てくると思いますので、この辺りもしっかりと委員会としても聞きたいというふうに思います。

ほかに。

奥本委員。

**奥本委員** 今の西川委員の話にもちょっとかぶるところなんですけども、今の話にあったように、当時、私、議長として副議長と一緒にこの話を、報告という一連の何やもろもろの報告の中に

この話が紛れ込んでたんですね。私は報告ということで聞いて流したわけなんですけども、当然そこで、何らかのお金が動くことであれば予算措置が出てくるだろうという思いは持ってたんです。だから、その後私も忘れてしまってたので、こういう形になってると思ってなかったんですけど、その辺は我々のちょっと見込みが浅かったのかなという反省すべき点であるんですが、この取得するという話が出て、ここに決まったというところの経緯で、果たしてこれ、議会に対して話をしなくても大丈夫なんかとか、法的にはどうか、法務的にはどうかというところが内部的に検討されてるはずなんです。その辺が、いや、ちょっと待てよと、このままやったらちょっとよろしくないの、議会にもちゃんと筋道を立てて、話を持って行ってくださいと、あるいは所管の委員会で話し合ってもらうように話を進めてくださいとかいう方がいなかったのか。いさめる方がいなかったのか。恐らくあったと思うんです。その辺の話合い、多分議事録も何も残ってないかもわかりませんが、これだけ重要な案件であれば、少なくとも部長会ではこの話を出してはるはずなんですよ、2億8,000万ものお金が動くわけですから。

**吉村委員長** これだけでかいお金ですからね。

**奥本委員** でしたら、そこで誰か1人は必ずこれ、ちょっと待ってくださいよという人がいてるはずなんです。その辺の何か記録が残ってるのであれば、ぜひとも私は知りたい。梨本委員が3月、12月やったか、債務負担行為が必要じゃないかという意見を出されました。あのときに、ちょっと待ってくださいと。弁護士に相談します。顧問弁護士に初めて相談されて、法的には問題ないけれども、手続上はよろしくなかったというそういう説明でしたよね。その後も2人に相談されたということですけども、同じような見解でした。でも、県の見解はまた違うんですよ。やはりこれはちょっとおかしいと。債務負担行為が必要ですよ。それ以外にもほかの議員さんが調べられたところでは、ほかの自治体で同じような事例では、やはり債務負担行為が必要だというふうに、調べたら分かるんです。何でそこで、いや、ネットで調べてもこういう情報ありましたとかいう、そういう進言する人がいなかったのか。要するに組織の風通しが非常に悪いんじゃないかと思えるんです。その辺をやはり今回百条委員会をやるに当たっては、これを二度と起こらないように……。

**吉村委員長** 98条の。

**奥本委員** 第98条の委員会するんであれば、この先を見越して、同じような事例が発生しないというところに持っていけないと意味がないですよ。となってくると、やはり組織的な問題も含めた上で、その辺り、内部的な意見をうまく消化できてるのかどうかというところまで踏み込めたら、できたらお願いしたいと思います。

**吉村委員長** そうですね。これは、今し方奥本委員のおっしゃったことは、この委員会の中のテーマとしても非常に大きなものになってくると思います。やはり、こういう、後から見ればというか、外から見れば、当然こういう公務員の中の皆さんからすれば、おかしい手続ということに対して、それに対して異を唱える人がいなかったのかとか、そういうふうなことも出てくると思いますので、この辺りについても、我々の委員会でしっかりと調査をしていきたいなというふうに思います。

ほかにございませんでしょうか。

梨本委員。

**梨本委員** もう皆さんおっしゃっているように、私もなぜ土地開発公社で先行取得を選択したのかと。何で土地開発公社を使うことにしたのかということは、これは本当に大事なことやと思いますので、土地開発公社の先行取得を決定したプロセスと理由、それから先行取得の委託契約日、及び物件購入の契約締結日、そして何より最終決定権者、これ、誰がこれを決めたんやというところをやはり明らかにしていく必要があるのかなあというふうに思っております。あともう一つ付け加えると、先ほど杉本委員も触れられたんですけれども、これ、鑑定から取得まで全部土地開発公社に投げているんですよ。これ、私は別やと思うんです。鑑定は通常は市でやって……。

**吉村委員長** そうですね。普通は。

**梨本委員** それから取得に関して土地開発公社に頼むということやったら理解できるんですけれども、そういった手続を全然してないんですね。ですので、その後もちょっと私、おかしいなと思うのは、鑑定で出た価格そのままで買ってはるんですよ。だから、先ほどもちょっと所有者との交渉がどうだったんかというところで、経緯のほうでは聞きましたけれども、その辺りがもう全くよく分からないんです。ですので、その不動産鑑定価格で購入すると決めたのは、これ、誰なのかということも含めて、なぜ市で、その際やったら、専決も含めて、やり方、それぐらいの額やったら私もあったのと違うかなと思うんですけれども、その鑑定も含めて、全部向こうに任せて、金額も不動産鑑定価格でそのまま買うということまで決定しているということに関してちょっと調べていく必要があるのかなというふうに思います。

**吉村委員長** 分かりました。先方さんと、購入先の方とは価格については一切交渉していませんというような理事者側の答弁もあって、これに対して皆さんも非常に違和感を覚えておられるんじゃないかなと思いますけれども、これについても実際のところどうであったのかということ調査していきたいなというふうに思います。

ほかにございせんか。

川村委員。

**川村委員** 一番大事なのがコンプライアンスというところをきちっとやっていってもらってたら何も問題のない今回の案件ですけれども、この件に関して、例えば県や国に、こういうこの事務手続について確認をしているということも、話の今までの流れとして聞いているんですが、もうこの際、いつ聞いて、そのときに県や国のほうから、県だと思いますけども、どのような回答があって、その回答をしてる日というのはいつなのかというのを、どのぐらいからそれが駄目だということを知り得たのかということも含めて、この際、そういった方法を取ったのか取らなかったのか、そして取ったのであればいつそれを確認したのかということは、それを分かっていた、分かっているというのではないと思うんですけど、でも、それが、違法やということがなぜ認識できなかったかというところは、非常に我々としては残念な部分なんですよ。だから、私はもう特にそればかりを聞いてるんですけど、必ずそういう助言というものをどのように受け止めたかというところは確認をしていただきたい

と思います。

**吉村委員長** 分かりました。今し方おっしゃったこと、先ほど梨本委員もおっしゃいましたけれども、知っていてやったというたら、これはすごい大問題でもありますし、知らなかったということもすごく違和感があるというか、それ、知らないでずっとやってたんですかというところもございますので、この辺り、これはしっかり聞いていきたいなというふうに思います。

ほかにございませんでしょうか。

杉本委員。

**杉本委員** ちょっと先ほどからちらちらと副議長と議長は聞いてた、聞いてないという問題があると思うんですけど、これを僕はどこまで聞いたということにするのかというのはちょっとこの本分とは関係ないかもわからないですけども、例えば土地開発公社を聞いたとしても、総務建設常任委員会でさっき言ったみたいに、土地が6個あります。ほんで、受援施設が欲しいです。この中で一番いいのはあそこだと思います。それをやろうと思います。ほんで、予算の委員長に、ちょっとこれ、補正で出てくるかもわかりませんが、お願いします。議長と副議長も、こんなあります。土地開発公社で買うか悩んでます。ここまで聞いたら聞いたと言っていいですわ。電話がかかってきて、ちょっと土地開発公社で買うかもわかりませんねと言われたら、それ、何の話で終わるからね。それをしやんといてと僕は言い続けてるんですよね。これ、そこをそれでよしとした体制ですわ。先ほども話も出たと思うんですけど、僕、これ、よう聞いてて、いやどう考えても、この買い方、杉本ほえるでと。やめときませんと俺やったら言うたと思うんです。なぜかって今までさんざんそれで言われてきたもん。ほんで、そこでちょっとでも不手際があったらみんな言うに決まってるメンツじゃないですか。せやのにそれをやったというのが、よっぽどの理由あったという、そのよっぽどの理由が見当たらないんです、僕、今のところ。めっちゃ早く土地のことがありますから、ほかに買いたい人がおったのみたいのを匂わしたりもするわけじゃないですか。それで順番待ちで頑張って早くやってるんやったらまだ分からんでもないんですけど。そう考えたら、やっぱり議会軽視とまでは言わないですけども、それはちゃんと説明する。だって、これ、10万、20万の話やったらまだ分からんでもないんですけど、2億とかなってきたら不安でしかないですか、やるほうは。ほんで、結局結果、今、もう全然後手後手に回ってるわけじゃないですか。昨年度で買おうとしたものが、今年度でも厳しいかもわからんという状態でしょう。これ、何やってるか分からないんですよ。ほんで、あれをそのまた金利もかかってくるとね。それってめちゃくちゃ判断ミスをしてるわけじゃないですか。それをやっぱりちゃんと今度は議会を一生懸命みんなやるんやし、理解力がみんなあるわけで、必要でちゃんとしたものやったら、そんなわけ分からんことで反対する議員はおらんわけなので、それを何でこんな後手後手になってるのかというのが、全然意味が分からなくて、意味が分からないことだらけなので、これは一番最初に何を聞きたいかというたら、これから議会としては、これ、聞いた、聞いてへん問題をどうしていくんかということですよ。議長と副議長に言うとききましたで。いや、そんなんやったら残り11人はいらんわけですよ。そこはもう、それでもやっぱり交渉というのは必要だと思うんですけども、そこで決定事項はないよというのはしっ

かりと今回の件で理事者には認識していただきたい。そこで決定事項なんかないですから。たった1人の僕が反対していてもやっぱり反対意見というのはあるわけですから、それで、僕、あかんと思わないですかと皆さんとやるのが議論やと僕は思っているの、そこを認識をもう一回改めていただきたいと思います。今後こんなことやってたら、意味分らないのでね。

吉村委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 要は、取得の方法についてということで2つです。1つは土地開発公社をなぜ使ったかということなんですが、これは皆さんのおっしゃるとおりなので、本来だったら、一般会計予算のときに、これだけ大きい事業なので、本予算でしっかりと上げてくるのが筋だと思うんですよね。だから、最初の経緯と関係するんですけれども、いつこういう受援施設を購入するということを決定されたのか、これが会議録を出していただいたら分かると思いますので、そこが、まず最初の取っかかりとしてあるかなと思うんです。補正予算という手もあるし、いろんな方法もあるんですけど、本来の在り方としたら補正予算の中できちっと年間の中で……。

吉村委員長 当初予算ですね。

谷原委員 当初予算で積み上げていくというのは行政の在り方だと思うんです、これだけ大きいものは。それで、そこら辺のことが気になってます。

それから、もう一つは先ほど奥本委員もおっしゃった水道事業会計から資金を借りたということで、与信審査の在り方がどうなのか。これは最終的には市長が公社の設置者になっているわけですから、認めた決裁関係の文書、一連の文書及び会議の記録、これを出していただきたい。というのは奥本委員がおっしゃったように、与信審査をすれば、土地開発公社に2億6,000万はないわけですよ。ないから、基本的には債務負担行為を市がやってない限り、そんなところに貸したらあかんですよ。

吉村委員長 ほんまはそうですね。

谷原委員 だからそこを貸してるというのが非常に大きな問題で、一体どういう公社運営になっているのか、そのとき、設置者である市長はどう判断したんかということがあるので、これ、関係の文書をね。

吉村委員長 全部そこに返ってきますね。おっしゃるとおりだと思います。本当になんで貸したんやという、そういう大きな問題が出てくると思います。

ほかによろしいですかね。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 1番、2番につきましては、皆さんのおっしゃってること、非常によく分かりますので、これについてしっかりとこちらのほうで整理をして、準備をしていきたいと思います。

2番、調査・審査事項についてはないので、次に、調査・審査事項3、取得した物資集積拠点の問題点、これ自身の問題点に関する事項について、調査していくべき点は何なのか、また、その上で理事者側にこういった資料を求めていきたいということがございま

したら、お願いをいたします。

杉本委員。

**杉本委員** 最初に言いましたけれども、あそこが受援施設とした場合、何が来ますのということですよ。何がどれだけ来て、この3万8,000人の葛城市の方々が、例えばこの土地、東室の方々にこう、各土地にこうというふうに、物資が来たら、ためるわけじゃないから、配るからね、もちろん。皆さん緊急時には来るわけじゃないですか。ただあそこに一定集中して、その後どうすんのかという話も、僕は知らないんですよ。来るのは受けたらええですよ。それは国県の見解からしたら、特に県かな、あそこ、五條にごつついのを造ってるわけじゃないですか。そこからここに持ってくるのかという。もっと元の話でいうと、受援施設が要るのか問題にもなってくる。その判断から、ストーリーがあるはずなんです。ちょっと同じことばかり言うてるような気がするんですけども、一からストーリーがあって、欲しい、要る、要りますよ、あったほうがいいですよ。ただあったほうがええからというても、何でもかんでも買えへんわけでしょう。それやって、どんな施策が要る、どれだけ来るというのが細かく分かって、最後に買いましようってなるはずなんです。あそこの施設がさっきも言ったみたいに、大きいんか、小さいんかも分からんし、何が来て、どれだけたまっていって、何日間のことを考えてというのが僕、全く見えないんです。ですよ。

**吉村委員長** そうですよ。結局、例えばどこの避難所に配送するといういわゆる受援計画というのが最初にきちっとあって、だからここやというものが見えてこないということですね。

**杉本委員** 最初に受け入れる数値は出てますよ。でもそれって、1日で災害が終わるわけじゃないですよ。多分、3日間は恐らく国も県もあんまり救援というのは求められへんという想定なんです。もう大体、今、みんな専門家の人が言うのは、大体10日間ぐらいはめどを立ててほしいと皆言ってるんですよ。それは分かりましたと。10日間受け入れ続けたら、どれだけたまんのって話ですよ。でも配るわけでしょう。爆裂に倉庫があったほうがいいのか、細かくいっぱいあったほうがいいのか、問題点と言われたら、あの施設の問題というか、どこに問題があるか分からないです、逆に。そこをちゃんとそういう計画でストーリーがあるはずなので、時系列もそうですし、ほんで、そこをしっかりと明確にしていきたいと思っています。

**吉村委員長** 分かりました。しっかりその辺りも明確に理事者側に示してもらいたいと思います。

奥本委員。

**奥本委員** ちょうど私が言おうとしたことを杉本委員がおっしゃってくださいました。実は、あんまり葛城市は言ってないんですけども、受援施設にばかり目が行ってて、その後の配送の問題というのはあまり取り上げられてない、これ、実は全国的なニュースも少ないんです。何かで読んだんですけども、イタリア、イタリアって地震の国で日本以上に地震が多くて、やはり災害対策というのを国を挙げて重視しているんですけども、あの国は一番何を重視してるかです。物資集積拠点から各避難所までの配送の手段、人員も含めて、そこをまず、第一に考えてる。要するに、一番必要としてる方に一番必要な物資が行かなければ全然意味が

ないと。幾ら拠点があつてそこに荷物が行つても、そこから先に配れなくては全然意味がないという考え方から、ちょっと日本と考え方が違うんです。そうなってくると、今、杉本委員おっしゃったように、葛城市の一時避難所も含めて、避難所がありますけども、あの1か所から全てを賄えるんかと考えたときに、そこがやっぱり1つは無理かなと。市長がいつもおっしゃっているように、大災害が来たらどうするんですか。あした来たらどうするんですか。仮に施設だけあつても、そうしたらその先に、配る手段が今、確保できているんですかという、これだけじゃ駄目なんです。やっぱり同時にやらんと駄目なんです。先に配送の手段がもう確保できているので、残るこれだけやったら分かるんですけど、何かこれだけ先にどうしても絶対必要、あした必要、あした起こったらどうするんですか。でもそのあした配る手段がなかったらどうするんですかと逆に聞きたい。だから、そういった意味もあつて、やはり最初の話の受援計画、一番末端まで物資が行き届くような計画というのがどういう形で計画されてるのかというところをやっぱり確認したいと思います。

**吉村委員長** そうですね。本当にもう受援計画なくしてこの場所ぽ一んというのでは駄目ですもんね。

ほかに。

梨本委員。

**梨本委員** 私、本会議の中でも委員会の中でも言わせてもらってるんですけども、やはりこの取得した物資集積拠点の問題とするのは、違法建築があるということ、それから耐震性が担保されてるのかということが分からないということ、それからアスベストの問題です。この3つについて、やはりそれがあるということを知ったのがいつで、知った後に誰がそれでも購入しようということを決めたのかということなんです。あると分かったのがどの段階かということも、これも調べる必要があると思いますし、あると分かっている、これは鑑定の中で出てきてますので、鑑定であると分かっているにもかかわらず、受援施設として購入しようということで購入したわけです。ここについては、ちょっと調査の必要があると思います。あと、これは方法になってくるのかな、土地開発公社のことになるので、あれなんですけれども、これは私、12月議会のときに聞かせていただいた物資集積拠点の物件に関しては、根抵当権が設定されてたんです。根抵当権を私は基本的には行政はリスクを取ってはいけないと思いますので、外した後に購入するのが基本やと思うんですけども、7割払って外してもらつてというようなことで、多分説明がされて、そういう手続を踏まれたと思うんです。それが本当に問題ないのかと。実際に契約をまいたときに、その根抵当に関してはどういうふうにするということを決めて、購入するという契約をされたのかということも、これも大事なことかなと思いますので、その辺りも調べる対象として、どこまで踏み込んで調べられるかあれですけど、材料としては必要かなというふうに思います。

**吉村委員長** この物件には根抵当がついてたということは今までの調査で分かっているわけですので、これについての扱いというか、これについて行政としてどうなのかという問題、これもしっかりと取り上げていきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 場所としてふさわしいのかということですが、根本的な問題としては、杉本委員とか奥本委員がおっしゃったようなことがあるので、それはどういうふうに検討してやったかということを中心に分かる文書、これは経過のところと重なると思うんですけども、その問題もあると思うんですが、物件に関して言えば、今、梨本委員がおっしゃったように、アスベストの問題、これ、実際にどこに使われてて、例えばこれが地震が起きたときに、多分パネルの中にそういう物質として使われているんじゃないかというふうなご意見もありました。それが飛散して落ちたときに、そうすると使えなくなるということなので、それがどの程度で落ちるものなのか。でないと、あっても実際使えないということになりますからね。大規模地震か何かになると。だから、例えば想定される震度6で、実際どうなのかということはある意味で専門家的なところでご意見いただかないと、我々ではちょっと判断できかねるので、この委員会でもどこまでできるかあれですけども、何かそういうことが分かればというふうには思います。

それから、2番目は違法建築の問題なんですけども、これもちょっと気になるのは、違法建築であるものを市が買って施設として使うということが、一体これはどうなのかなというところがちょっとよく分からないんです。行政としての示しがつ坎のじゃないかなと逆に思うんですけど、こういう判断をされた、また今後のことがどの程度影響があるのかは分かりかねているので、よく分からないので、そこが、違法建築の部分がどうか分かればとは思いますが。増改築するとしたらどうなのかということも含めて、例えば費用の面で、アスベストが使われている、これをもし万が一改築するとした場合のいろんな費用面でどうなのかとかということもあろうかと思います。つまり、今後使うとして、市は使いたいと言ってるんですけども、今後それを使った上でどういう問題があるのかというのは、違法建築、アスベスト、それから増築、改築する場合の費用負担、これがどんなものなのかいうのを知りたいなと思ってるところです。何の資料があるかと言われたら困るんですけども、それは専門家的なところでないとは分からないと思うのでね。ちょっと行政に聞いても、行政としては大丈夫ですというふうなことだろうと思うんですけども、そこら辺を客観的に分かるような、何か手だてがあればなというふうには思っています。

以上です。

**吉村委員長** そうですね。土地開発公社の議事録を見ていましたら、アスベストの問題についても、違法建築の問題についても既に認識はされていた。その上で、市のほうから言われたのでというふうなことで購入をされたということは分かってるんですが、それに対して今、市が谷原委員のおっしゃったように、市としてはどのような手だてをしてちゃんと使えるようにするのかというふうに考えていたのかというふうなことがあると思います。

梨本委員。

**梨本委員** 今、谷原委員おっしゃられたように、私、アスベストも、耐震性も問題ないというふうな会議の中ではおっしゃられたので、ということはそれなりの根拠を持っていらっしゃると思うんですよ。もしかするとアスベストに関して、調査をされた。耐震性についても、その

違法建築部分についても耐震診断をされてるというものがあろうかと思いますので、その提出、書類としての提出を求めるというのは必要なと。

**吉村委員長** 承知しました。根拠資料、書類等、当然調べたものがあるはずであるということだと思いますので、それを求めたいと思います。そうじゃないとどないすんねんという話になろうと思いますので。

ほか、ございますか。

西川委員。

**西川委員** 建築物に関してはお二人がおっしゃったとおりやと思うんですけど、僕はずっと言ってたんですけど、平時の使い方というところを言うてたんです。理事者側はいつ起こるか分からないものだからすぐにでも購入をしなあかんという論法です。ずっと来られてるんですけど、逆に返せばいつ起こるか分からないもので、あれだけでかい倉庫を市が購入しようとした判断もそうですし、僕がずっと言ってたのは、平時、これ、さっきから言うてるように、改修にもつながってくると思うんですけど、どういうふうに、平時の使い方を考えるとおっしゃってたと思うんです。でもただどういうふうに考えられるかというところはまだ出てきてません。というので、そこを購入されて、今から改修して、平時はどういうふうな使い方をしようということを考えられてたのかというところは聞かせていただきたいなと。そういう資料がもしあれば、会議をされた資料があれば出していただきたいなと思います。

**吉村委員長** そうですね。平時の使い方の検討をしてるという資料を出していただきたいということですね。今、なかなか職員の訓練に使われるというような話は聞いてはおったんですけど、それ以外に、それだけであれだけの建物を持ってるというのも、というのもございますので、今し方おっしゃったような平時の使い方に対する資料も求めたいと思います。

ほかにもございませんでしょうか。

川村委員。

**川村委員** 私は1つ、購入価格の妥当性という部分、そこは鑑定の価格ですから、その算出はちゃんと根拠があると思うんですけども、今、路線価から見ていろんな情報を私も入ってきてるんですけども、私もちょっと思ってるより高い金額かなあというふうに思ったりはしてます。ただこれは私の個人的なものでありますので、路線価との乖離というのが多少あるんですけども、その辺りの価格の妥当性、特にそこに今、言ってるアスベストや不法建築等があって、その部分の減額というのはどういうふうに見てるかというのも、きちっとそこは、非常に高い金額で購入しているようにも私は思います。これから手を入れていかないといけなかったら、ましてや2億6,000万の金額が、本来、1回、1つの鑑定だけで決めて買ったわけですから、その価格の妥当性ですね。そこはちょっと、実勢価格、固定資産税路線価とかいろいろとずっと見てると、ちょっと高いのではないかと思うんですけども、その整合性等は行政が買うということに対して、どう図られたのか。

それと、先ほど梨本委員も言われたんですけども、平常時アスベストは問題ないと多分答弁で言われたと思うんです。事が起こるときは平常時じゃないわけですね。だから、それは答弁にならないんですけども、その辺りは、何か事が起こるときに大丈夫やということを担当

保しておかないといけないのに、平常時は大丈夫ですというのは我々としては受け入れられない部分なので、ちょっとその辺りの考え方について確認をしていただきたい。

**吉村委員長** そうですね。分かりました。今し方おっしゃった例えばこの購入価格の妥当性ということになってくると、私どもの行政のほう、理事者側のお考えを聞くということはもちろんそうですけれども、委員会としてこれが本当に妥当なのかということになってくると、例えば専門家の参考人招致ということも、もしかしたら必要になってくるかもわからないんですよ。承知しました。

ほか。

奥本委員。

**奥本委員** 私のほうからは2点です。

まず場所の問題として指摘されていましたが、越水、水没する可能性がある土地という、その辺り、詳しい調査をもう少し説明いただきたいというところと、写真が出てましたけども、あれによりますと、トラックのターミナルの下なんかはもうつかってましたので、実際それで運用できるのかというところと……。

**吉村委員長** 横づけできへんのとちゃうのという。

**奥本委員** それが1つと、それともう一つが、葛城市公共施設等総合管理計画との整合性をどう考えているか。ここの21ページに、防災倉庫もこれに準ずる対象というふうに書かれてるんです。となってくると、受援計画だけじゃなくて、公共施設等総合管理計画に絡んでくるところです。この管理計画の中では、総量縮減のところで、やはり遊休施設を効率的に利用していこうというふうにうたってるにもかかわらず、それに反して新たな施設を、こんな大きな施設を買ってるわけなんです。そこのところをどういうふうに捉えたかというところ聞きたいです。

**吉村委員長** 今おっしゃったみたいに、遊休施設がすごく多い中で、なぜこれに加えてこういうものを買うべきというふうに考えたのかというところは大きいですね。分かりました。いずれも皆様から出されたことというのは重要な視点だと思いますので、これについて、具体的な資料等を出していただくようにしたいと思います。また、場合によっては専門家の招致ということも視野に入れなければいけないなど。例えば地方自治法214条のことにつきましても、理事者側のほうの関係の弁護士さんは、よくはないけどもう問題がないというふうにおっしゃたように、こういうふうなご答弁もありましたけれども、本当にそれはどうなのかというふうなことになってくると、また必要に応じて、当方としても、委員会としても、弁護士の参考人招致等も今後考えなければいけないかもしれませんね。

いずれにせよ、先に委員の皆様から出していただいたことについて、資料を請求し、向こうのほうの見解をしっかりと求めていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

ほか、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 今、調査・審査事項3のことについて聞いておりますけれども、この後、また4でその他の調査していく面とかがありましたらということも聞きますので、そのときにも聞いてい

ただけたらとも思いますし、あるいは今まで言い漏らしていたとかということもあっても、それもお伺いしますが、よろしいですか。

調査・審査事項3につきましてははないようですので、次に、調査事項4、その他本委員会の目的達成に必要な事項について、調査していくべき点や理事者に求めていく資料とか、ほかにもこういうことが必要なのではないかとということがございましたら。

杉本委員。

**杉本委員** 今、委員長おっしゃったことでちょっと聞きたいんですけども、この委員会を急いでやりましょうと、今、防災のことやから、急いでやりましょうという委員長のお計らいで今回急いでやってもうてるんですけど、先ほど言わはったみたいに、弁護士さんの見解というのが、理事者サイドからはいけますよ、いけますよ、いけますよと3人聞いたと言っていますけど、弁護士さんにもいろんな方がおられるわけで、これ、特に214条の件に関して、今回思っているのは、らしくないなとすごく思っているんです。ちょっと話は変わりますが、受援倉庫、施設が欲しいのであれば、今までの理事者やったら、受援倉庫がありまして、ここにこう運びますみたいな、マップとか作ってくる勢いで説明してくれてたのが、そんなものがずっとすっ飛んでるんですよ。梨本委員からこの前出て、214条を家に帰って読んだら、ああ、これはもうあかんやろうな、引っ込めるやなと僕、思ったんですけど、大丈夫ですねんみたいな。いや、ちょっと待ってくれと、大丈夫じゃないでないって。僕、何が怖いかって、その3人弁護士が大丈夫ですと、議会もほんなら大丈夫やったら行きましょうかって行った後に、例えば住民訴訟で地方自治法違反で土地を買うとんぞとなったら、これ、裁判になるんかって話なんですよ、弁護士さんに聞きたいのは。なりますよ、それは、へっちゃらでと言われたら絶対あかんですよ。3人の弁護士さん、何の根拠もなく、いや、勝てるか負けるかは聞いてへんと、これは、僕が思うには、裁判になるかならないかですわ。これ、もしなったら一発新聞載りますよ。土地開発、地方自治法違反で土地買ってます、議会も機能せずみたいな、載っちゃうから駄目なんじゃないのと僕は思ってんねんけど、大丈夫ですねと、ほんまに大丈夫なんかって、議会に詳しい弁護士さんに聞きたい。だから、そのためには、僕、思ってんのは、最短で補正を上げたとしても6月じゃないですか。そこまで僕らが耐えられるのかという話なんですよ。その辺のやり方がほかにあるんかというのをお聞きしたいなと思っています。どんな方法あるか分からないですよ。例えば予備費を使うのか分からないですけども、ちょっとそこをいつの段階で弁護士さんとか、例えばその土地の専門家の方って、お金がかかってくるわけなので、そういうふうな段取りを、スケジューリングのところをちょっとお聞きしたいなと思ってます。

**吉村委員長** そうですね。そういったことについて、今し方おっしゃった件については、予算措置が必要だと思いますので、これについては事務局のほうから調べてもらっているかと思いますが、お願いいたします。

**西川事務局長** 今回こういう話になってそういうのは出るのかなという予測はついておったんです。今回こういうようなお話がございましたので、財政当局とも相談をして、本来でしたら6月の補正を出させていただいて、6月末の議決になろうかと思いますが、こういうような

状況でもありますので、ちょっと財政当局と相談させていただけたらというように思っております。

**吉村委員長** 今し方ちょっと私、指名が遅れましたけれども、西川局長、今回から局長を務めてもらっていますので、よろしくお願いします。

杉本委員。

**杉本委員** 僕、個人的に思ってるのがそこなんですよね。でも、ほかにも皆さんも聞きたいことがあるし、いろんなことがあると思うんですけど、その辺のいつ呼ぶかじゃないですけども、そういう目測だけでも立てといたほうが。僕は今すぐにも聞きたいけど。僕が一番引っかかっているのは、買い方とそこですわ。一番引っかかっているというか、怒っているというか、気になっているところはそこなんですよね。それはもうへっちゃらで裁判になりますよと言った瞬間、もう全然駄目なんです、僕の中で。なぜそんな弁護士さん、地方自治法に書いてあることいけるとよう言えるなと思うんですよね。そこも不思議なんですよ、僕。どう思います、皆さん。

**吉村委員長** 一発アウトだと思いますね。

**杉本委員** 何のために書いてんのとなりますね。どっちでもいいですと書いてあるんやったら分かるけど。債務負担行為をしなければならないと書いてあるのをしてなくて、弁護士さんに聞いたら、行けますよ。そんなことってあるんですかねというのも弁護士さんに聞きたい。それは、どっちかというたら、こんな言い方したら悪いか分からないけど、理事者側の弁護士さんじゃなくて、ごりごり議会側の弁護士さんに聞きたいです。だって、どっちしても弁護士さんの意見というのもある程度二分するからね。同じカラーやったら裁判になんかならないわけなので、ちゃんとそういうところを聞きたいと思うので、できるだけ僕は早くやっていただけたらなと思ってます。

**吉村委員長** 今し方杉本委員のほうからご指摘いただきましたことにつきまして、予算措置が必要なものにつきましては、私どもとしては、委員会としては最短でいけるように、理事者側とも相談し、事務局のほうも急いでいただいてというふうなことで考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

西川委員。

**西川委員** 今の杉本委員の弁護士さんというのもそうなんですけども、弁護士やったら結局どっちがどっちというのが分かりにくいところがあるんですけど、理事者には聞いてもらったと言っているんですけど、要は県、国の、そこの方の意見というのをどうにかして聞かれへんのかなと、議会の中から。

(発言する者あり)

**西川委員** そうですか。すみません。それをちょっと思っていたんです。

**吉村委員長** そうですね。これはしっかりと議会というか、委員会としてもしっかりとその辺りは確認をしていきますので、よろしくお願いをいたします。

ほか。

谷原委員。

谷原委員 その他ということで、1つは土地開発公社の土地を今も保有して、市が買い戻してない状態で金利が発生しているので、その金利の状況、見通しも含めて、どう考えるのかということですね。その場合の損失の責任の在り方も含めて、これこそ弁護士みたいなことになってしまいますけど、その問題がちょっと残るなと思います。

吉村委員長 そうですね。刻々と、今、話合いをしてる間にも金利がかかってきていますのでね。

谷原委員 だからこの金利の処理をどうしていくかという今後の見通しですね。

吉村委員長 そうですね。分かりました。

川村委員。

川村委員 谷原委員の関連で、今、水道事業から3月25日という期限で、その後どうなったかという、きちっと聞かせていただかないといけないと思います。その後、じゃあ民間から借りたのか。先ほど言いましたように、その債務保証は誰がしているかどこがしているかと、ここもはっきり明確にしておかないといけない部分なので、併せてそれをお願いしたいというふうに思います。

吉村委員長 これも本当大事なことです、それはもう逐次求めていきたいと思います。

谷原委員。

谷原委員 今の関連なんですけれども、私もちょっとよく分からないのは、一般会計予算の中には、債務負担行為の中の冒頭に、35億円の債務負担行為を土地開発公社に対して行ってるわけです。だけど、債務負担行為なしに買った土地開発公社の土地に対して、この債務負担行為が財政上使えるのかどうか、これ、ちょっと気になってるので、それをちょっと調べていただけたら。

吉村委員長 そうですね。そこら辺の法的なところとか、問題がないか、これは大事なところですね。そうでなければ、もしそれが問題ということであれば、公社のほうとしても、誤った判断をされたという形になってくると思いますので。

ほかにございませんか。

藤井本副委員長。

藤井本副委員長 その他ですよ。私がお聞きしたいのは、予算特別委員会の中でもこの話が出てきて、私が委員長をさせてもらった中で、土地開発公社が購入する際に、水道事業から購入をしてるということについてのご意見がございました。その中で、私は土地開発公社で購入する際は、今までは一般の金融機関から土地開発公社が一時借入れということを行ってたけども、あれ、平成の終わるか令和の初めやったと思います。今後経費節約のために水道事業会計から借りるということの議論をして説明もあって、今後はそうやって借りていくということを経会の中でも了承したというようなことを皆さんの前でお話をさせていただいた記憶がございます。そのときの話で、水道事業から借入れをするということについては、私は認めただからそれでいいんだけど、今の3月議会のときに3月の25か26かに言った、返済を受けねんと。下水道事業としては返済を受けるというふうに聞きました。私が今、聞いているのは確かに返済を受けているというふうに聞いています。じゃあ、それをお金はどこで調達したのと。土地開発公社に係る分は水道事業で使うと言うときながら、一般金融機

関から借りないということになってたやつを、今のそのお金はどこで調達したのかということ、私はそういう説明も何も受けてないわけですから、お聞きしたい。それがもし一般金融機関で借入れをしたということであるならば、その返済原資となる、また返済という保証という部分、返済の保証とか返済の引当と言いますけど、返済引当は何にしているのかということをお尋ねしたいと。あのとき、水道事業で借入れということについては、昔の話も出しながら、理事者のやってることについては、ちょっとかばうと言うていいんか、理解を求めたつもりなんですけども、また一般金融機関で借りるというのであれば、それはそれやったらまた言うてよというのが私の考え方です、変えるんだったらね。

**吉村委員長** 返済をされた経緯、これについては、水道事業のほうと、それからあと公社のほうで契約があったのかもしれませんが、このことについても確認をしたいと思いますし、それから調達のことにしても、向こうの言える範囲内でしっかりと確認はしていきたいなというふうに思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

杉本委員。

**杉本委員** 僕、これ、調べて、分からなかった、無知で申し訳ない。受援施設と調べても、日本全国、単体で受援施設ってないんです。スポーツ公園とかがあって、これが災害時に受援施設になるとかはあるんですけど、先ほど藤井本委員おっしゃった、視察とか、見に行っていないやろうなと思ってんですよ。受援施設という単体って調べて出てこないんですよ。受援計画はいっぱいありますよ。だって、災害時になったら、この施設が受援施設になりますというのはいっぱいありますが、ザ・受援施設ってないんですよ。

**吉村委員長** つまり、平時にほかのことに使っていないという意味の受援施設はないよということですね。

**杉本委員** だから、参考になるところがないんですよ、僕。これも踏まえて、参考をどこにしたんという。ないです。僕の調べ方が悪いんかもわかりませんが、あそこみたいにずっと何というか防災倉庫でもないわけじゃないですか、あれは。受援施設でしょう。それをずっと持っているとって、津々浦々見たんですけどないんですよ。それで急にどういう参考で買ったなったんか、全く分からないので、どこを参考にしたいかちょっと聞いてほしい。僕の調べたところではないんですよ。

**吉村委員長** 先ほど藤井本副委員長も、どうやってこういうところ、参考にしたのかということもおっしゃってましたが、こんな施設があるのということですね。

**藤井本副委員長** どこを参考にしたのかね。

**吉村委員長** そうですね。承知しました。それはそれも含めてずばり聞いていきたいなというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** では、皆さんから、今まで問題点となったことを今回皆さんからお話を聞いたので、非常にこのように聞いていこうということ、それから問題点は何かということ、それからこの

委員会で何を明確にしようということが、これで明らかになってきたんじゃないかなと思います。ちょっとこれで、整理なんですけど、これについて一旦正副で、皆さんからいただいたのもきちっと整理をさせていただいて、そして理事者側にまずは求めるものを求めていきたいなというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

そのようにさせていただきたいと思います。よろしいですか。

ほか、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** 本日は皆さんお忙しい中お集まりいただきまして、スピード感というふうなことでございますので、皆様からいただいた、この意見をしっかりと出していきたいなと思います。

そして、ここで、すみません、初めての特別委員会でちょっと緊張しておりました。

本日の調査案件については、これで以上でございますので、閉じさせていただきたいと思っています。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

福本議員。

(福本議員の発言あり)

**吉村委員長** ありがとうございます。

ほかにはないようですので、これで委員外議員の発言を終結いたします。

やはり先ほども申しましたように、皆様からいただいたご意見をしっかりとすぐスピーディーにまとめまして、そして、早いこと理事者のほうからも我々の委員会に必要な資料等を出していただいて、そして、これについて、審議を進めていきたいと思いますので、皆さん引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。

これをもちまして物資集積拠点に関する調査特別委員会を閉会いたします。皆さん大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後3時06分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

物資集積拠点に関する調査特別委員会委員長      吉村 始